



自転車の通行に関するルール

研修生・技能実習生のみなさんが、職場に通うときや買い物に行く時などに気軽に使う自転車。自転車は道路交通法上、車両の一種（軽車両）です。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう！

(1) 自転車は、車道が原則、歩道は例外

○道路交通法上、自転車は軽車両です。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

ちなみに、自転車が歩道通行できるのは、①道路標識等で指定された場合、②運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方、③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

※ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するため必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

(2) 車道は左側を通行

○自転車はそれぞれの道路の左側に寄って通行しなければなりません。

○自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示（歩行者用路側帯）のある場合を除き、路側帯を通ることができません。その場合は、歩行者の通行の妨げにならないような速度と方法で進行しなければなりません。

(3) 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行

○自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、又は自転車から降りて押して歩きましょう。

(4) 安全ルールを守る

○飲酒運転は禁止、○二人乗りは禁止、○「並進可」標識のある場所以外では、並進は禁止、○夜間は、前照灯および尾灯（又は反射器材）をつける、○信号を必ず守る、○交差点での一時停止と安全確認、特に一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行する。最後に、自転車だから、事故を起こしたとしても大事にはならない・・・、そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。事故を起こすと、自転車利用者も刑事上の責任が問われます。また、相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

自転車の通行等に関するルールのちらし（日本語版・英語版・中国語版・ベトナム語版・インドネシア語版・タイ語版）をJITCOホームページからダウンロードできますので是非ご覧ください。 <http://www.jitco.or.jp/download/download.html#pamphlet>

有关自行车的通行规则

诸研修生・技能实习生在上下班的时候和去买东西的时候等都轻松地骑自行车。自行车在道路交通法上，被规定为车辆的一种（轻便车辆）。希望各位了解正确的规则，安全地利用自行车！

(1) 自行车原则上应骑车道，在人行道上骑则是例外

○在道路交通法上，自行车属于轻便车辆。因此，在有人行道和车道区别的地方、原则上应在车道上通行。

顺便提及，自行车能在人行道通行的①由道路标识等指定的情况，②骑驶者是不满13岁的孩子、70岁以上的高龄者、身体残疾者③根据车道或交通状况不得已的情况

※但是、警官和交通巡查员，为了确保步行者的安全认为有必要指示的时候，就不可以在人行道上骑自行车。

○在有自行车道的地方，除了道路施工等不得已的情况以外，必须在自行车道上通行。

(2) 靠车道左侧通行

○自行车必须靠近各自道路的左侧通行。

○自行车、除了对步行者的通行造成了很大的妨碍的情况和有白色的二条线的标示（靠步行者用路边侧地带）以外，可以通过道路边侧地带。此时，必须用对步行者的通行不形成妨碍的速度和方法行进。

(3) 人行道以步行者优先，自行车靠近车道慢行

○如果自行车在人行道通行的话，必须慢行于偏向车道一侧的部分。如果有要阻碍步行者通行的情况、则应暂时停车，或从自行车上下来推着走。

(4) 遵守安全规则

○禁止酒后骑车，○禁止骑车带人，○除有「并进可」的标识的地方以外，禁止并行骑车，○夜间，要打开前照灯以及尾灯（或设置反射器材），

○必须遵守信号，○在交叉路口要一时停止和进行安全确认，特别要遵守一时停止的标识，从窄道转到宽广的道路时要慢行。

最后，如果有：因为是自行车，即使引起了事故也不会太严重的・・・、这种轻率的心情，将会导致出现死伤者的重大事故。

一旦发生事故，自行车的利用者也会被追究刑事责任。同时，如果使对方负伤的话，还会发生民事上的损失赔偿责任。

有关自行车通行等规则的宣传单（日文版・英文版・中文版・越南语版・印度尼西亚语版・泰语版）能从JITCO的网站上下载、所以希各位务必阅览。

<http://www.jitco.or.jp/download/download.html#pamphlet>